

日本パラフェンシング協会次世代アスリート育成選手選考基準

一般社団法人日本パラフェンシング協会

(目的)

第1条 この基準は一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下、「本協会」という）の次世代アスリート育成選手（以下、「次世代選手」という）選考基準を明確かつ透明性のあるものにすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本基準は、本協会の会員に適用する。

(選考基準)

第2条 次世代選手の選考基準は、当協会の登録会員であり、パラフェンシング競技においてパラリンピックへの出場を目標とする競技者で、当該年度において第4条の条件を満たしたもののうち、全日本選手権等に出場し一定の成績を認め、今後の成長が見込まれる将来性・適性等（技術向上の伸び率、学習意欲、指導への適応性などを含む）を総合的に評価されたものとする。なお、各評価項目は別途定める。

(選考条件)

第4条 選考に当たっては以下を条件とする。

- 1) 本連盟の会員として登録済みであるもの。
- 2) 次世代選手として礼節と規律を遵守し、活動できるもの。
- 3) 医師の診断により、健康上の問題が無いと判断を受けたもの。
- 4) 国内クラス分けでクラスがカテゴリーA,B,C のいずれかに判定されているもの。
- 5) 本協会の強化選手として一度も選考をされたことがないもの。
- 6) 次世代育成選手として活動を行った経験が通算4年以下のもの。
- 7) 本協会の強化部の事業に自己負担にて参加できるもの。

(選考方法)

第5条 次世代手の認定は、強化部内において別に定める評価項目により厳正に審査のうえ推薦され、理事会の承認により決定する。

(認定期間)

第6条 次世代アスリート育成選手の認定期間は、毎年4月1日～翌年3月31日とする。なお、認定期間の途中における追加は第5条と同様の方法により可能とする。

(発表及び通知)

第7条 次世代選手の発表及び通知は、以下の通りとする。

- 1) 本協会のホームページ上での発表
- 2) 認定者への認定通知（電子メール）

(解除)

第9条 下記1)～5)に該当する項目がある場合、強化部および理事会の決議を経て、次世代手の認定を解除する。ただし、6)については、強化部および理事会での決議は不要とする。

- 1) 第4条の1)～7)に該当しない項目が生じた場合
- 2) 協会の定める定款・行動規範その他諸規程違反を犯した場合
- 3) 次世代選手の方針・指示に従わない等、チーム行動に不適格と見なされる場合
- 4) 次世代選手として不適切な言動を行った場合
- 5) 次世代選手としての活動が相当期間遂行できない事情が発生した場合
- 6) 次世代選手から認定解除の申し出があった場合

(不服申立)

第10条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(用語の定義)

第11条 本規程における用語は、以下のとおり定義する。

- 1) 「強化部の事業」とは、強化合宿、練習会、講習会、遠征等、本協会強化部が主催する活動を指す。
- 2) 「強化選手」とは、本協会が定める別規程により選考された、強化指定を受けた選手を指す。
- 3) 「活動歴が通算4年以下」とは、過去に認定された年度の累積であり、連続性は問わない。

(特別措置)

第12条 第4条の選考条件において、やむを得ない事情（疾病・事故・災害等）により一部の条件を一時的に満たさない場合には、強化部および理事会の判断により例外的に認定することができる。

(認定選手の行動指針)

第13条 次世代選手は、次の事項を遵守するものとする。

- 1) スポーツマンシップに基づき、競技者としての品位を保つこと。
- 2) 本協会の規程、指導、連絡、ガイドライン等に従い、責任ある行動をとること。

- 3) 公共の場や SNS 等において、他者への敬意と本協会の信用を損なわないよう配慮すること。
- 4) 本協会が求める活動（広報・研修等）に、できる限り協力すること。

附則

1. この規程は、2025 年 8 月 1 日から施行する。